

大口町告示第118号

大口町母子通園事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和1年9月30日

大口町長 鈴木雅博

大口市母子通園事業実施要綱の一部を改正する要綱

大口市母子通園事業実施要綱（平成18年大口市告示第36号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項を次のように改める。

通園事業の利用料は、無料とする。

第12条第2項に次のただし書を加える。

ただし、次に掲げるものについては、給食費を無料とする。

第12条第2項に次の各号を加える。

- (1) 対象児童の保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が57,700円（ひとり親世帯等にあつては、77,101円）未満であるもの
- (2) 小学校就学前にある児童が同一世帯に3人以上いる場合の児童（そのうち最年長及び2番目の年長者である者を除く。）

様式第1中「電話」を削り、

「

児童名		男・女	年	月	日生
-----	--	-----	---	---	----

」

を

「

児童名		男・女	年	月	日生
連絡先					

」

に、

「

※お子さんのことで気にかかることをできるだけ詳しくお書きください。

」

を

※お子さんのことで気にかかることをできるだけ詳しくお書きください。	
町が給食費の徴収のために必要な世帯情報及び市町村民税の情報（同一世帯者含む）について確認することに同意します。	保護者氏名 ⑨

に改める。

様式第2中

許 可 条 件	1 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。 2 施設及び備品を損傷し、又は滅失させるような行為をしないこと。 3 危険を引き起こす行為をしないこと。 4 上記の他管理上必要な指示事項に従うこと。 5 その他特記事項 ()
---------	---

を

許 可 条 件	1 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。 2 施設及び備品を損傷し、又は滅失させるような行為をしないこと。 3 危険を引き起こす行為をしないこと。 4 上記の他管理上必要な指示事項に従うこと。 5 その他特記事項 ()
給食費の徴収	有 ・ 無

に改める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。